

## 品川区住まいの防犯対策補助事業実施要綱

制定 令和6年 3月29日 要綱 98号  
改正 令和7年 3月31日 要綱 56号

(目的)

第1条 この要綱は、空き巣等の犯罪の被害を未然に防止するため、住宅の防犯対策を行う区民に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、区民の防犯意識の高揚と安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、現に区内に住所を有し、かつ、区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主またはこれに準ずる者として別に区長が認める者とする。

(補助金の交付対象)

第3条 この補助金の対象は、補助対象者の現に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている住宅(区内に所在するものに限る。)に対して設置した別表に定める対象防犯設備の購入および設置に要した経費(以下「対象経費」という。)とする。

2 前項の対象経費について、次に掲げる場合は補助対象外とする。

- (1) 共同住宅における共用部分への設置の場合で、補助対象者の専用使用権がついていない部分に設置する場合
- (2) リース等、購入以外の方法で取得した防犯機器等の場合
- (3) 住宅に併設されている店舗や事務所への設置の場合
- (4) 管理者や管理組合など住民以外が導入する場合
- (5) 転売・譲渡等を目的とする場合
- (6) 新たに建築する住宅へ設置する場合等で、別表の対象防犯設備のみの領収書がない場合
- (7) 他の補助金の交付を受けている場合、または、他の補助金の交付を受ける予定がある場合

3 第三者から借り上げた住宅に居住している者が防犯対策を行おうとするときは、所有者の同意を得なければならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の対象防犯設備、補助率および補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、対象経費の額に別表の補助率を乗じた額とし、区長は、別表に定める補助限度額を限度として、補助金を交付するものとする。

3 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請および請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象経費を支払った日および対象防犯設備を設置した日の属する会計年度内の別に定める申請期間内に、次に掲げる書類を添えて品川区住まいの防犯対策補助金交付申請書兼請求書(第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。)を区長に提出しなければならない。

- (1) 防犯設備等の内容、その施工日または購入日、領収金額および領収年月

日が記載された領収書その他の書類またはその写し

(2) 防犯設備の設置状況がわかる写真

(3) 第三者から借り上げた住宅に居住している者が補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅の所有者の同意書

2 補助金の交付は、一世帯ごとに同一年度内につき1回とする。

3 第1項の規定にかかわらず、区長は、必要と認める場合は、防犯設備の設置状況等の内容が確認できるカタログ、図面等の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定等)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、品川区住まいの防犯対策補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たって、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付時期および交付方法)

第7条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、決定の日から原則として30日以内に申請書兼請求書に記載された預金口座へ補助金を振り込むものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 区長は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定の内容、これに付した条件その他法令またはこの要綱の規定違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(検査等)

第10条 区長は、必要があると認めるときは、補助金が交付された防犯設備の設置状況等について検査を行い、または申請者もしくは関係者への調査を行うことができるものとし、この場合において、申請者もしくは関係者は調査に協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

対象防犯設備	補助率	補助限度額
防犯カメラ、カメラ付きインターホン、防犯ガラス、防犯フィルム、面格子、防犯性能の高い錠、サムターンカバー、ガードプレート、補助錠、センサーライト、センサーアラーム、防犯砂利	3 / 4	40,000 円

第1号様式（第5条関係）

（ 年度）

品川区住まいの防犯対策補助金交付申請書兼請求書（口座振替依頼書）

年 月 日

品川区長あて

下記のとおり品川区住まいの防犯対策補助金の交付を申請します。なお、交付決定がされた場合においては、当該交付決定額を請求します。

また、本申請の審査に当たり、申請者の住民基本台帳を確認することについて同意します。

1. 申請者 ※一世帯ごとに、同一年度内につき1回のみ申請可

住所	〒
氏名	
連絡先	

※代理申請の場合（別紙委任状が必要）

代理申請者名	
--------	--

2. 建物の所有区分（いずれかにチェック）

<input type="checkbox"/> 持ち家（所有権を有する）	
<input type="checkbox"/> 賃貸物件など（所有権を有しない）	→別紙「同意書」、または 管理者指定の届出等(控え)を提出

3. 購入・設置した防犯設備の内容・金額

※年度内の購入のみ対象

設備の種類 (対象にチェック)	代金を 支払った日	設備の種類 (対象にチェック)	代金を 支払った日
<input type="checkbox"/> 防犯カメラ	年 月 日	<input type="checkbox"/> サムターンカバー	年 月 日
<input type="checkbox"/> カメラ付きインターホン	年 月 日	<input type="checkbox"/> ガードプレート	年 月 日
<input type="checkbox"/> 防犯ガラス	年 月 日	<input type="checkbox"/> 補助錠	年 月 日
<input type="checkbox"/> 防犯フィルム	年 月 日	<input type="checkbox"/> センサーライト	年 月 日
<input type="checkbox"/> 面格子	年 月 日	<input type="checkbox"/> センサーアラーム	年 月 日
<input type="checkbox"/> 防犯性能の高い錠	年 月 日	<input type="checkbox"/> 防犯砂利	年 月 日

購入・支払い合計金額（税込み）	円
補助金交付申請（請求）額 ※千円未満切り捨て	円

4. 補助金の振込先

金融機関名 (コードが不明な場合は空欄)	金融機関コード				支店コード			
	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合				<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所			
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> その他 ( )	口座番号 (右詰め)						
※申請者ご本人名義の口座 を記入してください。	フリガナ							
	口座名義							

## 誓約書 兼 同意書

下記の内容をご確認いただき、誓約・同意欄にチェックマーク☑をつけてください。

誓約・同意事項欄	誓約・同意欄
申請者が現に居住し、かつ、区の住民基本台帳に登録された住所の住宅に防犯設備を設置しました。	
今年度1回目の申請です。(※一世帯ごとに、同一年度内につき1回のみ申請可)	
申請者は、管理組合や管理者など、住民以外の者ではありません。	
防犯設備を設置する場所は、店舗や事務所等ではありません。	
設置工事費を申請する場合は、専門業者が設置しています。専門業者以外が設置した場合(申請者が設置等)は、設置工事費を申請していません。	
購入した防犯設備は、転売・譲渡等を目的としていません。	
補助金交付後、要件を満たしていないこと、虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。	
今回申請する防犯設備は、他の補助金・助成金の交付を受けていません。また、今後も他の補助金・助成金を重複して申請しません。	
防犯設備の購入・設置および補助金の申請について、同居人・同世帯員の同意を得ています。	
区から報告・調査の求めがあった場合は、これに応じます。	
次のいずれかに該当します。(1・2のいずれかに <u>”マル”</u> をつけてください。) 1. 戸建て住宅に設置しました。 2. 共同住宅に設置する場合(その他、1に該当しない場合を含む)は、管理者等の同意を得ています。また、防犯設備の設置による、共同住宅のセキュリティシステム等への影響がないことを確認しています。	
次のいずれかに該当します。(1・2のいずれかに <u>”マル”</u> をつけてください。) 1. 持ち家(申請者が所有権を有する住宅)に設置しました。 2. 賃貸物件などに設置する場合(その他、1に該当しない場合を含む)は、所有者や管理者等の同意を得ています。 (※賃貸物件などに設置する場合は、別紙「同意書」が必要です。)	
次のいずれかに該当します。(1・2のいずれかに <u>”マル”</u> をつけてください。) 1. 防犯カメラ・カメラ付きインターホンを設置した場合は、設置場所および撮影範囲が、申請者の管理の及ぶ範囲内です。撮影範囲内にやむを得ず管理の及ばない範囲が入る場合は、当該撮影範囲の住宅等の使用者の同意を得ています。また、画像データについて適正な管理をするなど、近隣住民のプライバシー保護に万全を期しています。 (※街路灯・電柱など、申請者が管理権を有しない設備には設置不可) 2. 防犯カメラ・カメラ付きインターホンを設置していません。	

上記の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名 (自署)

## 委任状

品川区長あて

年 月 日

### 委任者（補助金の申請者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_（自署の場合は捺印不要）

私は、下記の者を代理人として品川区住まいの防犯対策補助金の申請を委任します。

### 代理人（代理申請される方）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

※補助金の振込先は、申請者以外の口座を記入することはできません。

# 同意書

品川区長あて

年 月 日

私（賃貸人）が所有し、貴殿（借借人）に賃貸している下記物件に対し、下記の防犯設備を取り付けまたは交換することに同意します。

## 記

〈防犯設備〉

- |                                   |                                      |                                   |
|-----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 防犯カメラ    | <input type="checkbox"/> カメラ付きインターホン | <input type="checkbox"/> 防犯ガラス    |
| <input type="checkbox"/> 防犯フィルム   | <input type="checkbox"/> 面格子         | <input type="checkbox"/> 防犯性能の高い錠 |
| <input type="checkbox"/> サムターンカバー | <input type="checkbox"/> ガードプレート     | <input type="checkbox"/> 補助錠      |
| <input type="checkbox"/> センサーライト  | <input type="checkbox"/> センサーアラーム    | <input type="checkbox"/> 防犯砂利     |

以上

借借人（補助金の申請者）

住 所

（物 件）

氏 名

賃貸人（所有者・家主）

住 所

（所在地）

氏 名

（名 称）

※署名または記名押印（法人の場合は記名押印）

連絡先電話番号

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区住まいの防犯対策補助金交付（不交付）決定通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のありました品川区住まいの防犯対策補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額	金 円
補助金の不交付	理由

※補助金の決定額は、交付決定後原則として30日以内に指定口座に振り込みます。

※補助条件は別紙のとおり



## 第2号様式 別紙

### 補助条件

- 1 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 法令または品川区住まいの防犯対策補助金交付要綱の規定に違反したとき。
  - (3) 補助金の交付対象となる防犯設備工事等以外の用途に使用したとき。
- 2 区長は、補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができるものとする。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、補助金が交付された改良工事等について検査を行い、または申請者もしくは関係者への調査を行うことができるものとする。
- 4 申請者は、補助事業により取得した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図るものとする。
- 5 申請者は、防犯カメラの設置および管理に当たっては、プライバシーに十分配慮し、適正な管理運用を図るものとし、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。
  - (1) 防犯カメラを設置している旨を表示すること。
  - (2) 防犯カメラの画像データについては、個人情報として、適正な管理をすること。
  - (3) 防犯カメラの画像データの保管期間は、画像データとして記録された日から1カ月以内とすること。
  - (4) 外部への防犯カメラの画像データの提供または閲覧については、法令等に基づくときまたは捜査機関から犯罪捜査目的の公文書による照会を受けたときに限ること。